

高知県立都市公園広告物取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県立都市公園条例（平成17年高知県条例第7号。以下「条例」という。）に基づき県が設置及び管理する都市公園（以下「都市公園」という。）における広告物の表示を有効活用することにより、民間事業者その他の事業者の事業活動を促進し、地域経済の活性化を図るとともに、県の新たな財源を確保し、公園利用者へのサービスの向上を図ることを目的として、高知県立都市公園条例施行規則（平成17年高知県規則第57号）第15条の規定に基づき、広告物の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告物を表示する者の範囲)

第2条 都市公園において広告物を表示することができる者は、県内に事業所（本社、本店、支社、支店、営業所、店舗等をいう。）を有する者とする。

2 次のいずれかに該当する者は、都市公園において広告物を表示することができない。

- (1) 法令等に違反する者
- (2) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）に関係がある者
- (3) 公序良俗に反する事業又はそのおそれがある事業を行う者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生手続中の者
- (5) 県税、法人税（個人にあつては、所得税）、消費税又は地方消費税を滞納している者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、都市公園の性質等から広告物を表示することが適当でないと認められる者

(広告物の内容の範囲)

第3条 広告物の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、都市公園において表示することができない。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 個人の氏名を広告するもの
- (6) 社会問題その他これに類するものについての主義又は主張に該当するもの
- (7) 当該広告の内容について県が推奨している等の県民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、都市公園の性質等から表示することが適当でないと認められるもの

(広告物の内容の協議等)

第4条 都市公園において広告物を表示しようとする者は、条例第4条第1項第7号の規定により許可を受けようとする際に、広告物の内容について知事に協議するものとする。この場合において、知事は、広告物の内容が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該内容の変更又は修正を求めることができる。

(広告物の表示の中止)

第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告物を表示する者への催告等を行わずに、都市公園における広告物の表示を中止することができる。

- (1) 広告物を表示する者が第2条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 広告物の内容が第3条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 広告物を表示する者が県の信用を失墜し、又は業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為をしたとき。
- (4) 広告物を表示する者が差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て又は租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。
- (5) 広告物を表示する者が破産、会社更生若しくは民事再生手続その他これらに類する手続の申立てをし、又は申立てをされたとき。
- (6) 広告物を表示する者が自ら振り出し、若しくは引き受けた手形又は小切手につき、不渡り処分を受ける等支払停止状態に至ったとき。
- (7) 広告物を表示する者が書面により、表示の取下げを申し出たとき。
- (8) 県の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

(広告物を表示する者の責務)

第6条 都市公園において広告物を表示する者は、表示した広告物に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 都市公園において広告物を表示する者は、表示する広告物の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告物の内容等に関わる財産権の全てにつき権利関係の整理が完了していることを県に対して保証するものとする。
- 3 都市公園において広告物を表示する者は、第三者から当該広告物に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、当該広告物を表示する者の責任及び負担において解決するものとする。
- 4 都市公園において表示する広告物について必要となる設置及び撤去の費用は、当該広告物を表示する者の負担とする。

(広告事業の実施方法)

第7条 都市公園において表示する広告物の種類、規格、募集及び選定方法等は、別に定める。

- 2 前項に定めるもののほか、この要綱の運用に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

高知県立都市公園広告物取扱要綱運用基準

第1 趣旨

この基準は、高知県立都市公園広告物取扱要綱（以下「要綱」という。）第7条第2項の規定に基づき、要綱の運用に関して必要な事項を定めるものとする。

第2 広告物を表示する者に関する基準

要綱第2条第2項の規定により広告物を表示することができない者は、次のとおりとする。

- (1) 法令等に違反する者
- (2) 暴力団に関係がある次に掲げる者
 - ア 暴力団又は暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実がある者
 - ウ その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等である者
 - エ 暴力団員等がその事業活動を支配している者
 - オ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - キ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与した者
 - ク 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用した者
 - ケ その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用した者
 - コ その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第2項に規程する風俗営業者
- (4) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第2項に規定する貸金業者
- (5) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第3号に規定するインターネット異性紹介事業者
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154

- 号) による再生又は更生手続中のもの
- (7) 県税、法人税（個人にあっては、所得税）、消費税又は地方消費税を滞納しているもの
 - (8) 広告物の表示を開始する日において、行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
 - (9) 広告物の表示を開始する日において、違法又は不適當な行為により営業停止その他の不利益処分を受けているもの
 - (10) 広告物の表示を開始する日前6月以内に、県の指名停止措置を受けた事業者又は資格停止措置を受けているもの
 - (11) 自らの責めに帰すべき事由により、社会的信用を著しく失墜しているもの
 - (12) その他、都市公園の性質等から広告物を表示する者として適當でないと思われる者

第3 広告物の内容に関する基準

要綱第3条の規定により表示することができない広告物は、次のとおりとする。

- (1) 法令等により製造、販売、提供等を行うことができない商品又はサービス、許可等を受けていない商品その他広告物として表示することが適當でないと思われる商品又はサービスに係るもの
- (2) 第三者の著作権その他の財産権、プライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 他の者を誹謗し、中傷し、若しくは排斥するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 広告する商品又はサービスとは無関係に裸体等を掲出等することによって単に目立たせるもの（スポーツに係るもの、出品作品の一例、広告内容に関連するもの等、掲出等する必然性がある場合は、特別に適否を検討するものとする。）
- (5) 次のいずれかに該当するものであって、青少年にとって有害であると認められるもの
 - ア 性的感情を刺激するもの又はそのおそれのあるもの
 - イ 犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの
 - ウ 粗暴性又は残虐性を助長するもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 消費者の利益及び公正な競争の確保を妨げるおそれのある次の表示を含む広告
 - ア 実際よりも、又は他の事業者のものよりも著しく優良又は有利であるかのように消費者を誤認させる表示その他消費者を誤認させるおそれのある表示（合理的な根拠を示す資料を求めた場合において、提出がないときを含む。）
 - イ 射幸心をあおる表示
- (7) 不当な差別等人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (8) 公の選挙の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの
- (9) 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの

- (10) 宗教団体による布教推進を目的とするもの又はそのおそれのあるもの
- (11) 非科学的なもの若しくは迷信に類するもので施設の利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又はそのおそれのあるもの
- (12) 個人の氏名を広告するもの
- (13) 社会問題その他これに類するものについての主義又は主張に該当するもの
- (14) 当該広告の内容について県が推奨している等の県民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの
- (15) その他、都市公園の性質等から表示することが適当でない認められるもの

第4 広告物の内容の協議等

要綱第4条の規定により広告物の内容について協議があった場合には、個別の広告物ごとに要綱第3条各号に該当するかどうかを判断するものとし、当該広告物の全部又は一部について変更又は修正をすることにより、表示することができると認められるときは、当該広告物を表示しようとする者に変更又は修正を求めるものとする。この場合において、当該広告物を表示しようとする者が正当な理由がなく、当該変更又は修正に応じないときは、同条に該当するものとして当該広告物は表示することができないものとする。

第5 広告物の表示の許可の条件

条例第4条第1項第7号の規定により許可をする際は、同条第3項の規定により要綱第5条及び第6条に規定する事項を条件として付するものとする。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。